

え教委学発第226号
令和4年4月27日

保護者の皆様

えびの市教育委員会
えびの市校長会
えびの市PTA連絡協議会

学校における濃厚接触者特定（変更）と感染防止対策について

保護者の皆様におかれましては、日頃より本市の学校教育へのご理解ご協力をいただいておりますことに感謝申し上げます。

現在、県内の感染者数が高止まりの状況にあり、保健所の業務がひっ迫していることを踏まえ、県より「積極的疫学調査のさらなる重点化」（令和4年4月22日：県知事会見）が示されました。

これに伴い、今まで児童生徒の感染時に保健所が行っていた疫学調査（濃厚接触者の特定等）の一部を、学校と教育委員会で行うこととなります。以下のように変更しますので、小・中学校における感染防止対策と併せまして、ご理解とご協力をお願いします。

記

1 疫学調査（濃厚接触者特定等）の変更

○ 保護者の対応

【児童生徒本人の陽性が確認された場合】

- ① 保護者が、速やかに学校に電話連絡を行う。
 - ※ 症状がある場合は、陽性者の症状が出た日を報告。
 - ※ 症状がない場合は、陽性者の検体を採取した日を報告。
- ② 陽性者への指示（自宅待機期間等）は、病院又は保健所が行うため、その指示に従う。
- ③ 受けた指示の内容を、学校に報告する。

【児童生徒の家族の陽性が確認された場合】

- ① 保護者が、速やかに学校に電話連絡を行う。
 - ※ 症状の有無に関わらず、児童生徒本人は自宅待機。
- ② 保健所より陽性者への指示とともに、陽性者以外の家族への指示（PCR検査等）があるため、その指示に従う。
- ③ 受けた指示の内容（PCR検査日時等）やその後の状況（検査結果等）を学校に報告する。

○ 学校・教育委員会の対応

【児童生徒や教職員等の陽性が確認された場合】

- ① 保健所の指導のもとに、陽性者の行動履歴等を確認します。
- ② 保健所の指導のもとに行動履歴等を検討し、濃厚接触者を特定します。
- ③ 学校から濃厚接触者の保護者に電話連絡します。
- ④ 学校では、健康観察等により、濃厚接触者以外の児童生徒に変化がないか確認します。

○ 陽性者及び濃厚接触者の対応

【陽性者】

- ・ 保健所より自宅待機の期間等が指示されますので、その指示に必ず従ってください。

【濃厚接触者】

- ・ 7日間の自宅待機となりますので、学校の指示に必ず従ってください。
 - ※ 自宅待機4日目、及び5日目の抗原定性検査キット（薬事承認されたもので、研究用は不可）を用いた2回の検査で陰性を確認した場合は、5日目から自宅待機の解除が可能です。2回の陰性を確認した場合は、学校までご連絡ください。
- ・ 保健所は、PCR検査等の疫学調査は行いません。
- ・ 自宅待機中に発熱等の症状がみられた場合は、かかりつけ医等の医療機関に連絡し、医師の指示に従って受診してください。

2 登校前・登下校時の感染防止対策

- 毎朝、ご家庭において検温などの健康観察を行った上で、学校へ登校させるようにしてください。学校からの指示がある場合は、チェック表等への記録も併せてお願いします。

- 日々の健康観察の留意点は以下のとおりです。

- ・ 児童生徒に加え、同居の家族も健康状態を確認する。
- ・ 風邪症状がある場合は、かかりつけ医等の身近な医療機関に相談の上、受診するなどの対応をとる。

※ 児童生徒が発熱や倦怠感、のどの違和感などの風邪症状があり、普段と体調が異なる場合や、同居の方に未受診の同様の症状がある場合は、登校させないでください。

- 登下校時は、児童生徒へのマスク着用のご協力をお願いします。

※ ただし、健康被害が発生する可能性が高い場合（息苦しさを感ずる、熱中症等が疑われる、など）は、適宜、マスクをはずすようご指導ください。

- 登校後は、手洗い等の感染防止対策を行った上で教室に入ります。

3 学校生活

- 学校生活については、学校の感染状況や実情に応じて、学級・学年閉鎖や給食後下校、時差登下校などを実施します。なお、学校で感染が落ち着いている場合は、通常登校とします。
- 教室では、マスクを着用し、換気を徹底します。
 - ・ 体育等、活動内容や場面に依りてマスクを外し、熱中症事故の防止に努めます。
 - ・ マスクは、**不織布マスクを推奨**します。
 - ・ 手洗いや咳エチケット等の指導を徹底し、授業や休み時間においては、近距離での会話や大声での発声を避けるよう指導します。
 - ・ 授業での座席は、間隔を空ける、対面を避ける、ついたてなどを使用する等、授業中における児童生徒等の位置や学習形態について、可能な限り配慮します。
- 給食については、食事前に、児童生徒及び教職員全員が手洗い等を徹底します。
 - ・ 給食の配膳を行う児童生徒及び教職員に発熱や風邪症状がないか、衛生的な服装（エプロン・帽子・マスク等）であるか、手指の確実な洗浄等ができているかを毎日点検します。
 - ・ 食事をする時には、「机を向かい合わせにしない」、「会話を控える」等、机の配置や飛沫を飛ばさない等の工夫を行います。
- **修学旅行や運動会・体育大会等の学校行事については、感染防止対策を徹底したうえで、実施を検討**します。

4 出席停止 ※「出席停止」とは、欠席の扱いにならないことです。

- 出席停止の取り扱いとなる対象は以下のとおりです。
 - ・ 児童生徒が感染した場合
 - ・ 児童生徒が濃厚接触者に特定された場合
 - ・ 児童生徒の家族が濃厚接触者に指定され、当該児童生徒に体調の変化がないかなど、自宅で様子を見る場合
 - ・ 児童生徒が発熱や倦怠感、のどの違和感などの風邪症状があり、普段と体調が異なる場合、また、同居の方に未診断の同様の症状がある場合
 - ・ 対象児童生徒が新型コロナウイルスワクチン接種を受ける場合、または、接種後の副反応による体調不良が認められる場合
- ※ 上記以外の場合については、学校に相談をお願いします。
- ※ 児童生徒が感染した場合や濃厚接触者等に指定された場合の出席停止の期間については、保健所や医療機関、及び学校の指示に従ってください。
- ※ 学級閉鎖になった児童生徒の兄弟姉妹の登校については、保護者の方のご判断とします。登校しない場合は欠席ではなく出席停止扱いになります。